

令和8年第1回議事録

黒石市農業委員会

佐藤事務局長	定刻前ですが、全員お揃いになりましたので会議を始めます。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いいたします。
議長	(開会の挨拶) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が前文を読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。ご着席ください。
議長	ただいまから、令和8年第1回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が12人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また、農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委員	「議長一任」の声
議長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、7番長内康之委員、9番工藤勝彦委員にお願いします。 書記には事務局の村上補佐にお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には、要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第1号は、農地法施行規則第19条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので、報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和7年12月受理分は、相続が8件、総面積68,271㎡、田が45筆56,335㎡、平畑が8筆3,239㎡、樹園地が2筆8,697㎡となっております。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、次に報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第2号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので、報告するものです。 別紙で説明いたします。 4ページをご覧ください。

	<p>受付番号36番は、大字三島字宮元の田、外3筆合計4,442㎡を賃貸人の都合により、令和7年11月21日に合意解約したものです。</p> <p>受付番号37番は、馬場尻西の畑、外2筆合計7,090㎡を賃借人の都合により、令和7年12月3日に合意解約したものです。</p> <p>5ページに移ります。</p> <p>受付番号38番は、大字竹鼻字北野田の田、外2筆合計14,476㎡を賃貸人の都合により、令和7年12月12日に合意解約したものです。</p> <p>受付番号39番は、大字黒石字弥九郎の田、外1筆合計3,181㎡を賃借人の都合により、令和7年12月12日に合意解約したものです。</p> <p>受付番号40番は、大字浅瀬石字村上の田、外2筆合計4,307㎡を賃貸人の都合により、令和7年12月16日に合意解約したものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。</p>
委員	<p>「なし」の声</p>
議長	<p>質問がありませんので、以上で報告を終わります。</p> <p>次の議案第1号につきましては、3番加藤浩揮委員の親族が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、当該事案開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>そして、私も審議対象になっておりますので、議事参与の制限により退席します。議長を佐藤孝文職務代理者をお願いします。</p> <p>(木立康行会長、加藤浩揮委員退席)</p>
議長 (職務代理者)	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
福澤主事	<p>議案第1号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。</p> <p>別紙で説明いたします。</p> <p>今回の申請は、使用貸借権設定が1件、賃借権設定が8件、所有権移転が18件です。</p> <p>7ページをご覧ください。</p> <p>(1) 使用貸借権設定です。</p> <p>受付番号14番は、大字竹鼻字山元の樹園地、2,582㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。</p> <p>8ページに移ります。</p> <p>(2) 賃借権設定です。</p> <p>受付番号65番は、小屋敷西の田、5,311㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。</p> <p>受付番号66番は、大字三島字宮元の田、外3筆合計4,442㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。</p> <p>受付番号67番は、大字二双子字野田の田、外1筆合計13,998㎡を</p>

経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。

9ページに移ります。

受付番号68番は、大字二双子字村元の田、1, 240㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。

受付番号69番は、馬場尻下の田、5, 996㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。

受付番号70番は、大字高館字甲松坂の田、外1筆合計4, 984㎡を契約期間更新のため、5年間貸借するものです。

受付番号71番は、大字浅瀬石字龍ノ口の樹園地、2, 078㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。

受付番号72番は、大字竹鼻字北野田の田、3, 325㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。

受付番号70番の申請について、農業経営基盤強化促進法の貸借期間満了に伴い、双方が物納での更新を希望したため、農地法第3条での申請となりました。

10ページに移ります。

(3) 所有権移転です。

受付番号88番は、大字上十川字北原六番の樹園地、外2筆合計2, 792㎡を新規農家のため、売買により取得するものです。後ほど、聞き取り調査した委員より報告があります。

受付番号89番は、大字竹鼻字山平の樹園地、3, 412㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。

受付番号90番は、大字竹鼻字浅田の田、外3筆合計6, 865㎡を新規農家のため、親から子への生前一括贈与により取得するものです。同住所にある二世帯の申請ですが、譲受人は農業経験が浅く、新たに兼業農家として農地を取得するため、新規農家としての申請となります。後ほど、聞き取り調査した委員より報告があります。

11ページに移ります。

受付番号91番は、大字大川原字木ノキ沢の田、外1筆合計2, 515㎡を親から子への生前一括贈与により取得するものです。

受付番号92番は、大字大川原字森合沢の田、外4筆合計7, 885㎡を親から子への生前一括贈与により取得するものです。

受付番号93番は、大字牡丹平字柏木山の樹園地、2, 908㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。

12ページに移ります。

受付番号94番は、大字浅瀬石字山辺の樹園地、外2筆合計8, 785㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。

受付番号95番は、大字浅瀬石字川合の畑、2, 073㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。

受付番号96番は、追子野木三丁目の田、175㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。

受付番号97番は、大字袋字村元の樹園地、1, 674㎡を経営規模拡大

	<p>のため、売買により取得するものです。</p> <p>受付番号98番は、大字牡丹平字大沢の樹園地、3, 996㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。</p> <p>13ページに移ります。</p> <p>受付番号99番は、大字上十川字山元の樹園地、1, 830㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。</p> <p>受付番号100番は、大字浅瀬石字村上の田、外5筆合計7, 214㎡を新規農家のため、売買により取得するものです。後ほど、聞き取り調査した委員より報告があります。</p> <p>受付番号101番は、大字温湯字大平中道右ノ方の畑、外3筆合計7, 184㎡を贈与により取得するものです。</p> <p>14ページに移ります。</p> <p>受付番号102番は、大字南中野字中里の畑、外2筆合計5, 636㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。</p> <p>受付番号103番は、追子野木三丁目の田、1, 170㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。</p> <p>受付番号104番は、大字牡丹平字鱈頭の田、外5筆合計14, 200㎡を祖母から孫への贈与により取得するものです。</p> <p>15ページに移ります。</p> <p>受付番号105番は、大字大川原字蛭貝澤の畑、外4筆合計44, 191㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。</p> <p>以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>なお、申請書及び添付書類の内容確認、並びに航空写真及び職員による現地の状況説明を聞き取りした委員より報告があります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 (職務代理者)</p>	<p>それでは、申請書及び添付書類の内容確認、並びに航空写真及び職員による現地の状況説明を聞き取りした、5番今隆俊委員に報告をお願いします。</p>
<p>今 隆 俊 委 員</p>	<p>今回申請があった農地について、去る1月7日、佐藤陽介委員、佐藤徹志推進委員、私と事務局を交えて、航空写真及び職員からの現地の状況説明の聞き取りしたこと、並びに申請書及び添付書類等の審査した結果を報告します。</p> <p>(1) 使用貸借権設定です。</p> <p>受付番号14番は、現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。</p> <p>(2) 賃借権設定です。</p> <p>受付番号65番から70番は、現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。</p> <p>受付番号71番は、現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。</p> <p>受付番号72番は、現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。</p> <p>(3) 所有権移転です。</p>

受付番号88番は、現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。新規農家による申請のため、聞き取り調査した内容を報告します。

申請人は、現在、パートとして働いていますが、昨年の4月から実家でりんご作業の手伝いをしていたとのことです。申請地を経営していた譲渡人から、高齢により離農を検討しているため、申請地を買ってほしいとの相談を受け、譲受人が、専業農家として営農していきたいと考えていたこともあり、申請に至ったとのことです。

今後は、経営面積を増やしていきたいとのことで、規模拡大の意欲もあります。農業機械等は、乗用草刈機や軽トラックを所有しており、薬剤散布は、兄が防除組合の組合員であるため、共同防除を利用するとのことです。

収穫したりんごの出荷先は農協を考えており、農地を取得後は、農協の正組合員にもなるとのことです。

農作業経験は、実家の手伝いをしていた程度であるため、父から指導を受けながら栽培技術を習得していくとのことで、農業への意欲もあることから、農地の権利を取得することに問題はないと思われま

す。受付番号89番は、現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。

受付番号90番は、現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。

新規農家による申請のため、聞き取り調査した内容を報告します。

申請人は、父が高齢のため、相続の手続き等において親族間で問題が生じないように、生前一括贈与により名義を変更したいと考え、申請に至ったとのことです。

譲受人は、現在、会社員として働いていますが、今後は兼業農家として営農していきたいとのことです。

農業機械等は、肩掛式草刈機を所有しており、田植機、トラクター等は知り合いの農家から借受するとのことです。

収穫した米の出荷先は、現時点では未定ですが、家族で協議してから決めるとのことです。

農作業経験はありませんが、知り合いの農家から指導を受けながら、栽培技術を習得し耕作していくとのことで、農業への意欲もあることから、農地の権利を取得することに問題はないと思われま

す。受付番号91番は、現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。

受付番号92番は、現況は田、畑で、権利取得後は水稻及びやさいの栽培が行われます。

受付番号93番、94番は、現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。

受付番号95番は、現況は畑で、権利取得後はやさいの栽培が行われます。

受付番号96番は、現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。

受付番号97番から99番は、現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。

受付番号100番は、現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。

新規農家による申請のため、聞き取り調査した内容を報告します。

	<p>申請人は、精肉店を営んでいますが、米価高騰の影響で販売する弁当等に使用する米の仕入れに困っており、原価を抑えるため、自ら水稻栽培を行いたいと考え申請に至ったとのことです。</p> <p>農業機械等は、肩掛式草刈機、軽トラックを所有しており、田植機、コンバインは浅瀬石水稻生産組合から借受するとのことです。</p> <p>収穫した米は、譲受人が営む精肉店で弁当等として販売する予定です。</p> <p>譲受人は、農作業経験はありませんが、浅瀬石水稻生産組合から指導を受けながら、栽培技術を習得し耕作していくとのことで、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断し、農地の権利を取得することに問題はないと思われま。</p> <p>受付番号101番は、現況は田、畑で、権利取得後は水稻及びやさいの栽培が行われます。</p> <p>受付番号102番は、現況は畑で、権利取得後はやさいの栽培が行われます。</p> <p>受付番号103番は、現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。</p> <p>受付番号104番は、現況は田、畑及び樹園地で、権利取得後は、水稻、やさい及びりんごの栽培が行われます。</p> <p>受付番号105番は、現況は畑で、権利取得後はやさいの栽培が行われます。</p> <p>今回申請があった27件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われま。</p> <p>以上です。</p>
議長 (職務代理者)	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	受付番号105番について、譲受人は、経営面積が0aで農地を全部貸しているわけですが、このような場合、新規農家に該当するのではないのですか。
福澤主事	譲受人の農地は、農地所有適格法人に貸している農地となります。また、譲受人は当該法人の代表を務め農業に従事しており、今回は個人での農地の売買となります。
佐藤国雄委員	わかりました。
議長 (職務代理者)	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声
議長 (職務代理者)	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。それでは、審議が終了しましたので、議長を木立会長と交代いたします。 (木立康行会長、加藤浩揮委員指定席に着く)
議長	佐藤孝文職務代理者、ありがとうございました。

	<p>それでは、議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
工藤主事	<p>議案第2号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。</p> <p>内容について、別紙17ページで説明いたします。</p> <p>受付番号10番は、申請人は記載のとおりです。</p> <p>土地表示は、大字浅瀬石字川合、登記地目は田、現況地目は畑、面積は2,000㎡、資材置場、駐車場用地とするため取得するものです。</p> <p>農地区分は第一種農地に該当していますが、第一種農地の不許可の例外の集落接続に該当するため、転用許可の見込みがあるものと考えられます。</p> <p>なお、申請書及び添付書類の内容確認、並びに航空写真及び職員による現地の状況説明を聞き取りした委員より報告があります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、申請書及び添付書類の内容確認、並びに航空写真及び職員による現地の状況説明を聞き取りした、5番今隆俊委員に報告をお願いします。</p>
今隆俊委員	<p>今回、農地法第5条申請があった土地について、去る1月7日、佐藤陽介委員、佐藤徹志推進委員、私と事務局を交えて聞き取り調査及び申請書並びに添付書類等の審査をした結果を報告します。</p> <p>受付番号10番は、資材置場、駐車場用地として取得するための申請です。</p> <p>申請地は、黒石中学校から南西へ約997mの場所に位置しています。</p> <p>土地の選定理由を聞き取りしたところ、申請地は、譲受人の事業敷地の付近に位置しており、利便性が高いため選定したとのことです。</p> <p>申請地周辺は、住宅地となっておりますが、隣地との間に緩衝帯を設け、申請地の周囲を安定勾配崩れ防止を施した法面とすることで、土砂の流出を防ぎます。</p> <p>雨水等は敷地内の自然浸透による処理とするとのことで、周囲の土地に影響をおよぼすおそれがないことから、転用することに問題はないと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。</p>
委員	<p>「なし」の声</p>
議長	<p>質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ご異議がありませんので、議案第2号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>それでは、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
山田主査	<p>議案第3号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規</p>

		<p>定による農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会の意見を求めるものであります。</p> <p>別紙19ページから説明します。</p> <p>今回の申請は、農地中間管理事業による賃借権設定が1件、所有権移転が1件です。</p> <p>(1) 賃借権設定です。</p> <p>受付番号38番は、大字浅瀬石字稲村の田、4,886㎡を10年間10a当たり10,000円での新規設定です。</p> <p>20ページに移ります。</p> <p>(2) 所有権移転です。</p> <p>受付番号3番は、大字上十川字山元の樹園地、5,666㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。</p> <p>以上、計画書の内容等により、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議	長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第3号は、原案のとおり決定いたします。引き続き、協議事項第1号「農作業標準賃金について」を協議いたします。事務局の説明をお願いします。
工	藤 主 事	<p>協議事項第1号、農作業標準賃金について説明いたします。</p> <p>農業委員会では、毎年、農作業員を雇用する場合や作業受委託を依頼する場合の目安としてもらうため、農作業標準賃金表を作成しております。</p> <p>別紙22ページ、令和8年農作業標準賃金表(案)をご覧ください。</p> <p>労賃にあたる項目においては、令和7年11月21日、青森県最低賃金が時間額953円から1,029円へ改定されたため参考としております。</p> <p>機械作業料金から以降においては、表の右側にあたる近隣市町村の賃料を参考にしたほか、農業委員、推進委員の皆様及び農地適格法人から聞き取りしたものを参考にして算定しております。</p> <p>表の右側の、令和7年黒石市の標準賃金表から変更した箇所のみ説明いたします。</p> <p>令和8年の表の、労賃の水田及び果樹畑作の作業全般のところは、7,700円から8,300円となりました。</p> <p>果樹畑作の剪定については、最低金額が9,700円から10,000円となりました。</p> <p>続いて機械作業料金です。畦ぬりが40円から45円、耕起は5,200円から5,500円、代掻きは5,000円から5,500円、田植は6,300円から6,500円、コンバインは16,500円から17,000</p>

		<p>円となりました。</p> <p>また、運搬なしは15,000円から16,000円となり、ロールペーパーは4,700円から5,000円となりました。</p> <p>続いて種苗についてです。水稻種苗は650円から700円となりました。以上です。</p>
議	長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本協議事項については、以上のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	<p>ご異議がありませんので、協議事項第1号は、協議で決定した内容のとおりといたします。</p> <p>これで、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>以上で、令和8年第1回黒石市農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>黒石市農業委員会会議規則第25条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>令和8年1月19日</p> <p style="text-align: right;">議 長 木 互 康 行</p> <p style="text-align: right;">議事録署名者 工 藤 勝 彦</p> <p style="text-align: right;">議事録署名者 長 内 康 之</p>